各 高齢者福祉施設 管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 (公印省略)

令和2年度千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金における協議(水害対策強化事業等)の実施について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省より「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を利用して行う補助事業の案内がありました。

当該交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修を支援しているところです。

令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害を受けまして、介護施設等における水害対策強化事業を創設します。

つきましては、下記のとおり、協議を受け付けますので、事業の実施を御検討の 上、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、今回の協議で実施するのは、<u>水害対策強化事業、ブロック塀等改修事業、</u>介護施設等の多床室の個室化に要する改修事業とします。

記

- 1.補助対象事業及び補助協議単価等 別紙のとおり
- 2.提出資料(該当事業のみ提出)
- (1)協議提出書(別添1)
- (2)「<u>事業計画書</u>」(別紙様式第1号) 高齢者施設等の水害対策強化事業

高齢者施設等の安全対策強化事業(高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業)

高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための 個室化改修支援事業

(3)確認シート

(該当事業分を記入してください。)

- (4)必要添付書類
 - ア. 見積書(工事請負業者等の民間事業者)
 - イ. 工程表
 - ウ. 平面図、配置図、位置図
 - 工.部屋別面積表
 - 才.建物検査済証
 - カ.対象経費実支出額算出シート
 - キ.写真・設備図面等(現況及び改修箇所が分かるもの)
 - ク.施設が災害レッドゾーン・イエローゾーンに位置することがわかるもの(水 害対策強化事業のみ提出)
- (5)権利者の許可書(該当者のみ)
- 3.提出先

千葉県庁健康福祉部高齢者福祉課施設整備班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 12 階

メールアドレス: kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp

4.提出方法・部数

<u>(1)·(2)·(3)·(5)</u> 1部 + <u>(4)</u> 3部

郵送又は持参により御提出ください。

(2)・(3)は、紙媒体に加えて、電子媒体(エクセルファイル)で提出をお願いします。

5.提出期限

令和2年12月21日(月)までに到着するよう提出してください。

6. 留意事項

本件補助については、予算に限りがございます。協議を提出しても、必ず補助を受けられるものではないことに御留意ください。

予算を上回る協議となる可能性があることから、今回の協議にあたっては、

優先順位を付して協議します。なお、優先順位の決定に当たっては、施設の 入居定員数や、施設における各種設備の保有状況等を考慮させていただく予 定です。

各事業については、安全確保の観点、及び本件補助が臨時・特別の予算措置 であることから、できるだけ早期に実施されるようお願いします。

○水害対策強化事業の補助対象については、災害レッドゾーン・イエローゾーンに所在する施設に限ります。

個室化改修事業については、

- ・「個室化改修参考資料」における、Dタイプ~Fタイプに該当するものを補助対象として想定していること
- ・感染拡大防止を図るためには、感染が疑われる者を空間的に分離することが 有効であることから、多床室の一部のみ(例: 1居室の4床のうち、2床の み)を個室化改修することは認められないこと
- ・車椅子・ストレッチャーの通行可能なスペースを確保するなど、入居者に配 慮した構造とすること
- 以上にお気を付けください。

協議提出後、交付申請までにプランの確認をさせていただきます。

【照会先】

千葉県高齢者福祉課施設整備班

担当:丸山

電 話:043-223-2343

e-mail: kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp